

すこやか子育て支援事業（保育料助成）制度の仕組みについて

県事業は、

一定の所得以下の場合に、乳幼児にかかる保育料に対して助成します。

- ①全ての世帯 → ・所得税非課税世帯：保育料の1/2助成
→ ・所得税課税世帯：保育料の1/4助成
- ②平成28年4月2日以降に第3子以降のお子様生まれた場合
→ ・第2子以降保育料の10/10助成（無料）
- ③平成30年4月2日以降に第2子以降のお子様生まれた場合
→ ・第2子以降保育料の10/10助成（無料）
- ④3歳以上クラスの副食費 → ・副食費の1/2又は1/4助成（所得制限による）

となっておりますが、村ではこれを拡充して、

所得制限を設けず、すべての乳幼児にかかる保育料に対して助成します。

- ①第1子：保育料の1/2助成
- ②第2子以降：10/10助成（全額助成）
- ③3歳以上児クラスの給食費：10/10助成（主食費3,000円、副食費4,500円）

※3歳未満児クラスの給食費はありません。

※ 保育料の助成方法は、所得状況に応じて決定された個々の保育料の額からそれぞれの助成分をあらかじめ差し引いた保育料を納付していただくこととなります。

給食費の助成方法は利用する施設の長（園長等）が代理受領させていただき、食材の支払いに充てさせていただきます。